



同じ市内に住宅を 建てる場合……

※今回は、「都市計画法」と「まちづくり条例」に関する事のみを簡略化して記載しています（下表についても）。実際の建築の際には、「農振法」「農地法」などの他法令も関連しますので、建築不可となる場合もあります。

現在は旧町村ごとの運用をしています。土地の使い方や建物の建て方は、さまざまなルール（管理の方法）があります。国で定めている共通のルールが、「都市計画法」や「建築基準法」などの法律です。また、それぞれの都道府県や市町村でも、まちの景観や土地利用などについて、地域独自の条例などを定めています。

現在、市では旧町村ごとにそのルールが異なっており、大きく分けると3つのタイプに分類できます。Aタイプは、豊科地域で採用されている「都市計画法に基づく区域区分（線引き制度）」を主体とするもの、Bタイプは穂高地域で採用されている「土地利用規制に関する自主条例」を主体とするもの、Cタイプは三郷地域・堀金地域・明科地域で採用されている「建築基準法」を主体とするものです。AタイプとBタイプはそれぞれの定め

タイプ	地域名	建築したい区域	建築可否	内容
A	豊科	市街化区域	○	建築可能です（用途地域の工業専用地域には建築できません）。
		市街化調整区域	×	市街化を抑制する区域ですので、建築には県の許可が必要です。
B	穂高	まちづくり条例区域	○△×	まちづくり条例により、各ゾーンで建築できる場合とできない場合があります。
C	三郷 堀金 明科	地域内全体	○	建築可能です。

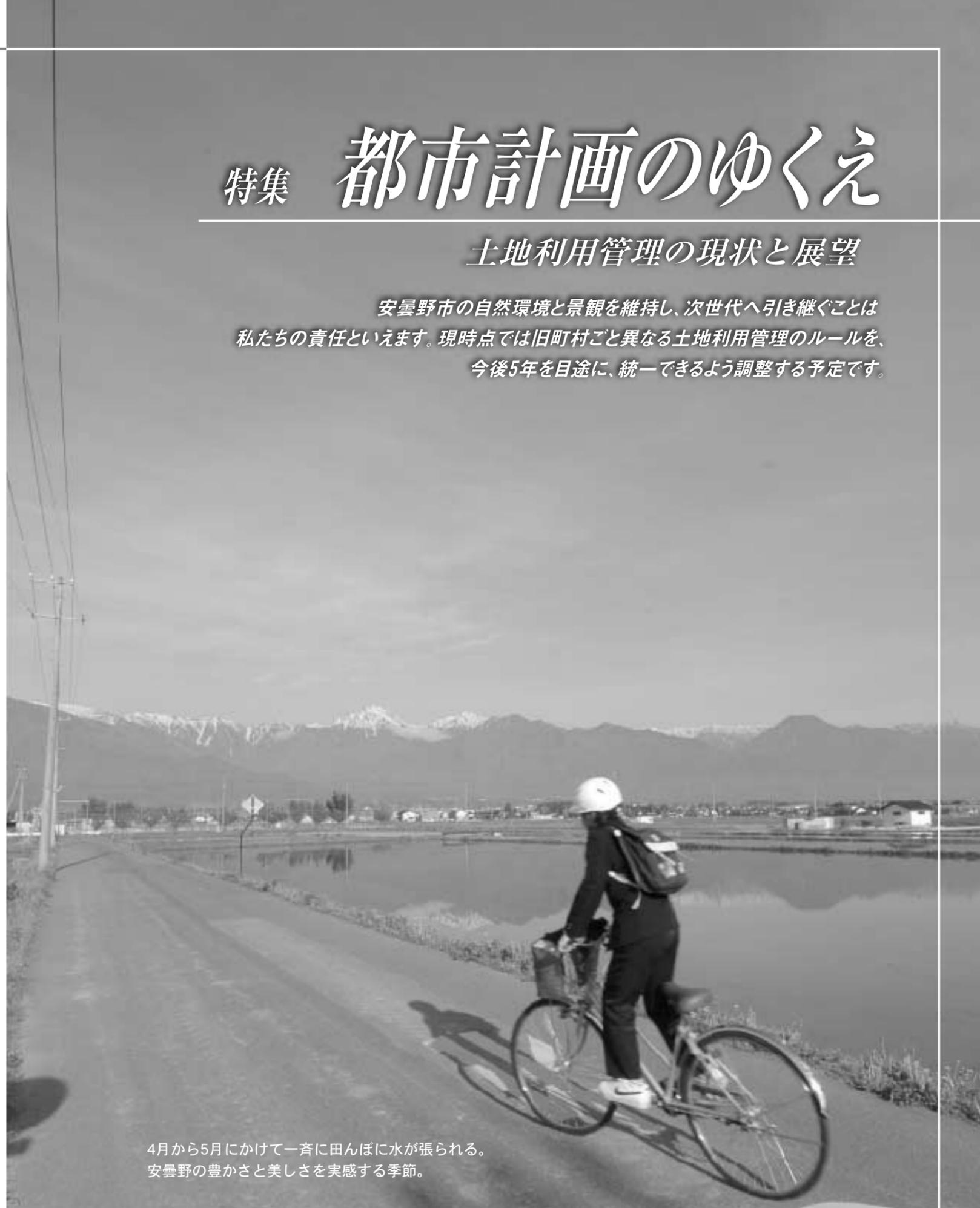
があり、比較的規制が厳しく、Cタイプは規制が緩やかといえます。

例えば、同じ市内に個人住宅を建てる場合でも、建てる地域によって、建てられる場所や手続きが大きく異なっているのが現状です。

特集 都市計画のゆくえ

土地利用管理の現状と展望

安曇野市の自然環境と景観を維持し、次世代へ引き継ぐことは私たちの責任といえます。現時点では旧町村ごと異なる土地利用管理のルールを、今後5年を目途に、統一できるよう調整する予定です。



4月から5月にかけて一斉に田んぼに水が張られる。安曇野の豊かさと美しさを実感する季節。